

兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）…	5
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（同）…	10
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）…	11
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）…	12
○ 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同）…	13
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同）…	14
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同）…	16
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）…	17
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）…	80
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民躍動課）…	84
○ 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（芸術文化課）…	85
○ 青少年愛護条例の一部を改正する条例（男女青少年課）…	86
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（福祉部総務課）…	87
○ 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（医務課）…	89
○ 兵庫県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（農業改良課）…	90
○ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例（水大気課）…	91
○ 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（都市政策課）…	93
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）…	94
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課）…	95
○ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教職員企画課）…	96
○ 兵庫県立但馬やまびこの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（義務教育課）…	97
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企画課）…	98
○ 県立大学授業料等無償化基金条例（教育課）…	99

公布された法令のあらまし

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

宅地造成等規制法の一部改正により、知事は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、これらの区域内で行う盛土等を許可の対象とすること等に伴い、当該許可等の事務を加古川市等が処理することとする等所要の整備を行う。

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

◎兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 職員の定年等に関する条例の一部改正により段階的に引き上げられる定年に達する職員が生じることに伴い、知事の事務部局の職員、警察官、警察官以外の警察職員及び病院事業の職員の定数を減員することとした。
- 2 児童福祉司等の配置基準に対応するため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 3 令和5年度におけるスポーツに関する業務の教育委員会の事務部局からの移管に伴い一時的に知事の事務部局に配置した教職員について、段階的に知事の事務部局の職員への振替えを実施することとし、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 4 サイバー空間における対処能力及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るため、

兵庫県条例第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない」を「前2項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「当該」を「第2項中「当該」に改め、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と」を削る。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第6条中「次に掲げる」を「第6条第4号中「病気休暇」に、「第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる」を「病気休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)」に改める。

第10条第1項中「掲げる日」を「掲げる時間、日」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 勤務時間条例第16条に規定する病気休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)の期間

第10条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 勤務時間条例第11条の3第1項に規定する超勤代休時間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項の規定による勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)の制限を請求する期間の初日とする第1条の規定による改正後の同条例第11条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子(同条第1項に規定する子をいう。)を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第10号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2工業技術センター使用料及び手数料の款研究室使用料の項中「550円」を「600円」に改め、同款技術研修室使用料の項中「15,300円」を「16,800円」に改め、同款機械器具使用料の項中「28,700円」を「31,600円」に改める。

別表第3の16の部(1)の款中「33,000円」の右に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この部において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により法第3条第1項の規定に基づく申請をする場合にあっては、26,500円)」を加え、同部(2)の款中「33,000円」の右に「(電子情報処理組織を使用する方法により法第3条第3項の規定に基づく申請をする場合にあっては、26,500円)」を加える。

別表第4の21の部(1)の款中「31,000円」を「53,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「43,000円」を「57,000円」に改め、同部(3)の2の款中「115,000円」を「172,000円」に、「137,000円」を「196,000円」に、「151,000円」を「209,000円」に、「191,000円」を「246,000円」に、「323,000円」を「368,000円」に、「167,000円」を「218,000円」に、「215,000円」を「266,000円」に、「248,000円」を「290,000円」に、「324,000円」を「364,000円」に、「590,000円」を「609,000円」に改め、同部(4)の款中「22,000円」を「25,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「34,000円」に改め、同部(7)の款中「21,000円」を「24,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「29,000円」を「33,000円」に改め、同部(8)の款中「19,000円」を「20,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「25,000円」を「27,000円」に改め、同部(22)の款中「第55条第2項」の右に「又は地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号」を加え、同部備考9を同部備考10とし、同部備考8中「非住宅部分」を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物」に、「備考7」を「備考8」に改め、「床面積の」を削り、同部備考8を同部備考9とし、同部備考7中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下この部において「非住宅部分」という。）を「建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定が適用される建築物（建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為に係る建築物である場合を含む。以下この部において同じ。）」に改め、「床面積の」を削り、同部備考7の表を次のように改める。

区分		金額	
住宅部分（建築物）	一戸建ての住宅の場合	4,500円	
エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28	一戸建ての住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
	以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル以	19,000円

年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。)のみを有する建築物(以下この部において「住宅建築物」という。)である場合		上2,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	78,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	189,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	286,000円
住宅建築物以外の建築物である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	78,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	189,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	286,000円
	非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000円

	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	134,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	211,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	296,000円

別表第4の21の部備考7を同部備考8とし、同部備考6の次に次のように加える。

7 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為を除く。）に係る建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項若しくは第54条第8項又は建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。）であって、建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けないもの（以下備考7において「仕様基準適用住宅」という。）における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。

区分		金額
一棟の建築物で住戸の数が	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円
1の住宅（以下この部において「一戸建ての住宅」という。）の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
	仕様基準適用住宅の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円

仕様基準適用住宅の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	119,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	170,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未満のもの	308,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が25,000平方メートル以 上50,000平方メートル未満のもの	500,000円
仕様基準適用住宅の床面積の合計が50,000平方メートル以 上のもの	881,000円

別表第4の22の部(4)及び(5)の款中

法第23条第1項の規定に基づく 建築士事務所の登録	1級建築士事務所	17,000円
	2級建築士事務所又は木造建築 士事務所	12,000円
法第23条第3項の規定に基づく 建築士事務所の登録の更新	1級建築士事務所	17,000円
	2級建築士事務所又は木造建築 士事務所	12,000円

を

法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録	21,000円
法第23条第3項の規定に基づく建築士事務所の登録の更新	21,000円

に改め、同表43の部を次のように改める。

43 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手数料

名 称	事業区分		金 額
(1) 宅地造成等工事 許可申請 手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この部において「法」という。)第12条第1項又は第30条	盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの	13,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	24,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	36,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	54,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	66,000円

	第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	90,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	144,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	218,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	346,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	488,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	630,000円
	法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの	11,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	13,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	16,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	19,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	28,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	31,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	38,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	52,000円
土石の堆積を行う土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの		72,000円	
土石の堆積を行う土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの		100,000円	
(2) 宅地造成等工事変更許可申請手数料	法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの	13,000円
		計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	24,000円

成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	36,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	54,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	66,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	90,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	144,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	218,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	346,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	488,000円
	計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	630,000円
	その他のもの	10,000円
法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの	11,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの	13,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの	16,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの	19,000円
	計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の	28,000円

		面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの	
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの	31,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	38,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	52,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	72,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	100,000円
		計画の変更に係る土石の堆積を行う土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	130,000円
		その他のもの	10,000円
(3) 宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する特定工程の検査の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタール以内のもの	3,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	6,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	12,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	24,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	42,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの	60,000円
(4) 宅地造成等工事許可不要証明手数料	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付		1通につき 4,600円
(5) 宅地造成等工事	法第12条第1項（法第15条第1項に規定する許可を受けた場合を含む。）、第16条第1項（同条第3項において準用す		1通につき400円

許可証明 手数料	る場合を含む。)、第30条第1項(法第34条第1項に規定する許可を受けた場合を含む。)又は第35条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく宅地造成等工事の許可に関する台帳記載事項証明書の交付
-------------	--

別表第4の66の部(1)の款中「平成24年法律第84号。」を削り、同部(2)の款中

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円

」

を

「

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この部において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円
省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下この部において「仕様・計算併用法」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	29,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	32,000円

」

に、

「

全ての住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
	床面積の合計が2,000	125,000円

	平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	
	床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000 平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	322,000円
	床面積の合計が25,000 平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000 平方メートル以上のも の	915,000円

」

を
「

全ての住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平 方メートル未満のもの	38,000円
	床面積の合計が300平 方メートル以上2,000 平方メートル未満のも の	66,000円
	床面積の合計が2,000 平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	125,000円
	床面積の合計が5,000 平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	178,000円
	床面積の合計が10,000 平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	322,000円

	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
全ての住戸が仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	54,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	92,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	166,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	232,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	439,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	740,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,342,000円

」

に改め、同表67の部(1)の款から(4)の款までを次のように改める。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上	住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	一棟の建築物で住戸の数が1の住宅(以下こ	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,600円
					床面積の合	7,100円

申請手数料	る法律（以下この部において「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この部において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この部において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	計画（以下この款において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号エネルギー消費性能を算出する方法（以下この部において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（(2)の款及び(3)の款において「他の計画記載建築物の場合」という。）	（以下この部において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。）のみを有する建築物（以下この部において「住宅建築物」という。）に係る確保計画である場合	の部において「一戸建ての住宅」という。） 一戸建ての住宅以外の住宅の場合	計が200平方メートル以上のもの	
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	97,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	156,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	220,000円

				もの	
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	347,000円
			住宅建築物以外の建築物に係る確保計画である場合	住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	63,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	97,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	156,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	220,000円

					床面積の合計 が50,000平方 メートル以上 のもの	347,000円
				非住宅部 分（省令 第1条第 1項第1 号に規定 する非住 宅部分を いう。以 下この部 において 同じ。）	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	12,000円
					床面積の合計 が300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	22,000円
					床面積の合計 が1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	35,000円
					床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	103,000円
					床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	151,000円
					床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	198,000円
					床面積の合計	239,000円

					が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築物に係る確保計画である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,000円	
				省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下この部において「仕様・計算併用法」という。)による場合	27,000円	
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	30,000円	

		その他の 場合	床面積の合計 が200平方メ ートル未満の もの	35,000円
			床面積の合計 が200平方メ ートル以上の もの	39,000円
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の場合	全ての住 戸が仕様 基準によ る場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	34,000円
			床面積の合計 が300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	62,000円
			床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	119,000円
			床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	170,000円
			床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	308,000円
			床面積の合計 が25,000平方 メートル以上	500,000円

					50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	881,000円
				全ての住戸が仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	230,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	437,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メ	738,000円

					一トル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,340,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	291,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	977,000円

			もの	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,798,000円
住宅建築物以外の建築物に係る確保計画である場合	住宅部分	全ての住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	170,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	308,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	500,000円

					床面積の合計 が50,000平方 メートル以上 のもの	881,000円
				全ての住 戸が仕様 ・計算併 用法によ る場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	52,000円
					床面積の合計 が300平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	90,000円
					床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	164,000円
					床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	230,000円
					床面積の合計 が10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	437,000円
					床面積の合計 が25,000平方 メートル以上 50,000平方メ ートル未満の もの	738,000円
					床面積の合計	1,340,000円

						が50,000平方メートル以上のもの	
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	209,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	291,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	977,000円
						床面積の合計が50,000平方	1,798,000円

		メートル以上 のもの	
非住宅 部分	省令第1 条第1項 第1号ロ に規定す る基準に よる場合	床面積の合計 が300平方メ ートル未満の もの	93,000円(工 場、倉庫その 他の知事が 定める建築 物(以下この 部において 「工場等」と いう。)の場 合にあって は、22,000 円)
		床面積の合計 が300平方メ ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	119,000円(工 場等の場合に あっては、 32,000円)
		床面積の合計 が1,000平方 メートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	158,000円(工 場等の場合に あっては、 46,000円)
		床面積の合計 が2,000平方 メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	264,000円(工 場等の場合に あっては、 118,000円)
		床面積の合計 が5,000平方 メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	339,000円(工 場等の場合に あっては、 168,000円)
		床面積の合計 が10,000平方 メートル以上	415,000円(工 場等の場合に あっては、

					25,000平方メートル未満のもの	216,000円)
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円(工場等の場合にあつては、260,000円)
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円(工場等の場合にあつては、379,000円)
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(工場等の場合にあつては、26,000円)
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円(工場等の場合にあつては、37,000円)
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(工場等の場合にあつては、51,000円)
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円(工場等の場合にあつては、125,000円)
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円(工場等の場合にあつては、175,000円)

					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円(工場等の場合にあっては、224,000円)
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円(工場等の場合にあっては、270,000円)
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円(工場等の場合にあつては、390,000円)
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る建築物の変更しようとする部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この款、(3)の款、(5)の款及び(6)の款において同じ。)に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
		その他の場合	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(以下この部において「施行規則」)	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る建築物の変更した部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
		その他の場合	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			

	という。) 第13条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査					
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	知事が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
				一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円

			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
				非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
					床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	198,000円

				平方メートル以上 25,000平方メートル未 満のもの	
				床面積の合計が25,000 平方メートル以上 50,000平方メートル未 満のもの	239,000円
				床面積の合計が50,000 平方メートル以上のも の	352,000円
その他 の場合	住宅建 築物に 係る性 能向上 計画で ある場 合	一戸建て の住宅の 場合	省令第10 条第2号 イ(2)及 びロ(2) に規定す る基準 (以下こ の部にお いて「誘 導仕様基 準」とい う。)に よる場合	床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの	20,000円
				床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの	22,000円
			省令第10 条第2号 イ(1)及 びロ(2)	床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの	27,000円
			又は同号 イ(2)及 びロ(1) に規定す る基準 (以下こ の部にお いて「誘 導仕様・ 計算併用 法」とい う。)に	床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの	30,000円

					よる場合		
					その他の 場合	床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの	37,000円
						床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの	42,000円
			一戸建て の住宅以 外の住宅 の場合	全ての住 戸が誘導 仕様基準 による場 合	床面積の合 計が300平方 メートル未 満のもの	37,000円	
						床面積の合 計が300平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満のもの	66,000円
					床面積の合 計が2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満のもの	126,000円	
					床面積の合 計が5,000平 方メートル 以上10,000 平方メート ル未満のも の	181,000円	
					床面積の合 計が10,000 平方メート ル以上 25,000平方 メートル未 満のもの	328,000円	

					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
				全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	90,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	164,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	230,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上	437,000円

						25,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	738,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,340,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計	604,000円

					計が10,000平方メートル以上		
					25,000平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が25,000平方メートル以上	1,045,000円	
					50,000平方メートル未満のもの		
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円	
			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	181,000円

						ル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	328,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	533,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
					全ての住戸が誘導仕様・計算併用法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	52,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		90,000円	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		164,000円	
				床面積の合計が5,000平		230,000円	

						方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	437,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	738,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,340,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	222,000円

					未満のもの	
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
		に規定する基準による場合			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円
					床面積の合計が1,000平	158,000円

						方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円

						床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	300,000円
						床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000	1,187,000円

						平方メートル以上のもの	
--	--	--	--	--	--	-------------	--

別表第4の67の部(5)の款中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同部(6)の款中「第29条」を「第28条」に改め、同部(7)の款を削り、同部備考1中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同部備考2中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同表68の部の次に次のように加える。

68の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する手数料

名 称	事 務 の 区 分	金 額
(1) 輸出証明書発行手数料	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この部において「法」という。）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行	1通につき870円
(2) 適合施設認定申請手数料	法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	現地調査を行う場合 20,900円
		その他の場合 10,400円

(兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例（令和3年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 有料展示施設の款特別に展示している資料を観覧する場合の項中「1,000円」を「1,100円」に、「800円」を「850円」に、「600円」を「650円」に改める。

別表第2 初代県庁館の款旧同心屋敷の項基準額の欄を次のように改める。

1,100円	1,500円	2,600円
--------	--------	--------

別表第2 初代県庁館の款取次役所の項及び旧船見番小屋の項中「48円」を「53円」に改め、同款イベント広場の項中「30円」を「33円」に改め、同表ひょうごはじまり館の款研修室の項基準額の欄を次のように改める。

3,300円	4,600円	7,900円
3,300円	4,600円	7,900円

別表第2 ひょうごはじまり館の款企画展示室の項中「7,200円」を「7,900円」に改め、同款エントランスの項及びライブラリーの項中「48円」を「53円」に改める。

別表第3 資料の特別の観覧に係る料金の項中「3,200円」を「3,500円」に改める。

(兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例（昭和38年兵庫県条例第100号）の一部を次のように改正する。

2,200	1,800
1,700	1,300

別表第3講堂の項使用料の欄を次のように改める。

6,900円	9,200円	16,100円
--------	--------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた者に係る手数料については、第1条の規定による改正前の使用料及び手数料徴収条例別表第4の43の部(2)の款及び(3)の款の規定は、同条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の43の部(2)の款及び(5)の款の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に第4条、第12条、第17条、第18条、第20条、第22条、第30条、第41条、第42条、第44条、第46条及び第47条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第4条、第12条、第17条、第18条、第20条、第22条、第30条、第41条、第42条、第44条、第46条及び第47条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

